

特定事業者による環境報告書の作成及び信頼性向上の取組状況について

環境配慮促進法第9条に基づく特定事業者の環境報告書について、「環境報告書の記載事項等」(平成17年3月30日内閣府・総務省・財務省・文科省・厚労省・農水省・経産省・国交省・環境省告示)に定める事項及び環境報告書の信頼性向上のための措置に関して調査を行った。

1 「環境報告書の記載事項等」に定める事項に係る調査対象について

全88法人(独立行政法人、国立大学法人等)から、独立行政法人等18法人、国立大学法人15法人を選定した。

選定方法

- ・独立行政法人等：各省につき3法人を無作為抽出(18法人)
- ・国立大学法人：文部科学省国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会¹による国立大学法人の類型に基づいて分類し、各分類の法人数の割合に応じた無作為抽出(15法人)

以上により、評価対象となる特定事業者は図表1の通りとなった。

図表1 調査対象の特定事業者一覧

種類	特定事業者名	環境報告書名	
独立行政法人・その他 (18)	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	ECOレポート2007
		海洋研究開発機構	環境報告書2007
		日本原子力研究開発機構	環境報告書2007
	厚生労働省	国立病院機構	環境報告書平成18年度版
		雇用・能力開発機構	環境報告書2007
		労働者健康福祉機構	平成18年度環境報告書
	農林水産省	家畜改良センター	環境報告書2007
		森林総合研究所	環境報告書2007
		農林水産消費安全技術センター	環境報告書2007
	経済産業省	産業技術総合研究所	環境報告書2007
		新エネルギー・産業技術総合開発機構	環境報告書2007

¹ 文部科学省 国立大学評価委員会 国立大学法人分科会 業務及び財務等審議専門部会(平成17年度)

種類	特定事業者名	環境報告書名	
国土交通省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	環境報告書 2007	
	自動車検査独立行政法人	平成 18 年度環境報告書	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	環境報告書 2007	
	水資源機構	環境報告書 2007	
	環境省	環境再生保全機構	環境報告書 2007
		国立環境研究所	環境報告書 2007
		日本環境安全事業株式会社	環境報告書 2007
国立大学法人 (15)	大規模(病院有り) ²	岡山大学	環境報告書 2007
		神戸大学	環境報告書 2007
		千葉大学	環境報告書 2007
		東京大学	環境報告書 2007
	中規模 ³ (病院有り)	秋田大学	環境報告書 2006 年度版
		愛媛大学	平成 18 年度環境報告書
		熊本大学	環境報告書 2007
		佐賀大学	環境報告書平成 18 年度
		島根大学	環境報告書 2007
		信州大学	環境報告書 2007
		琉球大学	環境報告書 2007
	医科系 ⁴	浜松医科大学	環境報告書 2006 年度
	中規模(病院無し)	和歌山大学	環境報告書 2007
	理工系 ⁵	東京工業大学	環境報告書 2007
	教育 ⁶	愛知教育大学	環境報告書 2007

² 学生収容定員 1 万人以上、学部数概ね 10 学部以上の大学。なお、大規模大学は全て付属病院を持つ。

³ 学生収容定員、学部数が大規模大学以下の大学

⁴ 学部が医科系学部のみで構成されている大学

⁵ 医学系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね 2 倍を上回る大学

⁶ 学部が教育系学部のみで構成される大学

2 「環境報告書の記載事項等」に定める事項に係る評価基準について

「環境報告書の記載事項等」に定める事項については、原則として ・ ・ x の3段階での評価とし、特に優れているものは 評価とする（該当しない場合は「 - 」）。評価基準は図表2の通りである。

図表2 「環境報告書の記載事項等」に定める項目における評価基準

No	「記載事項等」の概要	評価の考え方			備考
				x	
1	代表者等の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針または基本理念の記載	代表者緒言/基本理念・方針の記載有り	どちらか一方の記載有り	記載無し	・評価基準：代表者緒言/基本方針・理念の記載の有無 ・の評価基準：代表者緒言に具体的なコミットメントがある場合 【例：岡山大学】項目ごとに学長のコミットメントあり
2	主要な事業内容、対象とする事業年度、組織範囲の記載	事業内容/対象年度/組織範囲の記載有り	2つもしくは1つについて記載有り	記載無し	・評価基準：事業内容/対象年度/組織範囲の記載の有無 ・は該当なし
3	事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画の記載	「目標・計画」という題を設け、目標・計画の記載有り/該当する題はないが代替項目有り	題は設けていないが、各取組の中で、「～に努める」という記載有り	記載無し	・評価基準：「目標・計画」という題の有無 ・の評価基準：題を設けて長期目標を設定している場合 【例：国立環境研究所】平成22年度までの目標を設定
4	事業活動に係る環境配慮の取組の体制・運営方法の記載	体制/運営の記載有り	どちらか一方の記載有り	記載無し	・評価基準：体制/運営の記載の有無 ・の評価基準：責任を負う役職名や個人名を記載している場合 【例：千葉大学】責任を負う役職・個人名を記載
5	事業活動に係る環境配慮の取組状況、事業活動に伴う環境負荷のうち一つ以上の重要なものの程度を示す数値の記載	環境負荷の一つ以上について数値を伴う記載有り	数値記載無し/事業内容から判断して重要な事項の記載が欠如（ただし定性的記載有り）	定性的記載無し	・評価基準：数値、定性的記載の有無 ただし、数値の記載があっても、事業内容から判断して重要な環境負荷の数値の記載が少ないと判断した場合は 評価とする。 ・の評価基準：データ量や説明が豊富/環境に関する事故等の報告有り/将来の課題の記載がある場合 【例：鉄道建設・運輸施設整備支援機構】網羅的にデータを記載し、該当しない負荷の種類についても説明あり

No	「記載事項等」の概要	評価の考え方			備考
				x	
6	本業を通じた環境貢献の記載	記載有り	記載が不明確	記載無し	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準： 本業を通じた環境貢献の記載の有無。 ただし、該当する事業や業務がない場合は「-」とする。 ・ は該当なし
7	環境関係規制に係る対応、利用者等とのコミュニケーションの記載	規制対応/環境に関する利用者コミュニケーションの記載有り	規制対応/環境に関連しないコミュニケーションの記載あり 規制対応/コミュニケーションのどちらか一方の記載有り	記載無し	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準： 環境に関する利用者コミュニケーション/法規制対応に関する記載の有無 利用者コミュニケーションは、環境報告書に関するもの、環境に関するもの、それ以外、の3種類に分類されるため、は、は、は 評価とした。 法規制は、コンプライアンスに関することであるため、記載がなければ 以上にならない評価基準とした。 ・ の評価基準： 法規制対応、及び環境報告書に関する利用者コミュニケーションを記載している場合 【例：環境再生保全機構】環境報告書に関するアンケート結果及びフィードバックを記載

3 「環境報告書の記載事項等」に係る評価結果について

上記の評価基準に基づき、調査対象 33 特定事業者の 2007 年度環境報告書を評価した。評価結果は以下のとおりである。

図表 3 独立行政法人の評価結果

評価項目	文部科学省				厚生労働省			農林水産省			経済産業省				国土交通省			環境省		計				
	宇宙航空研究開発機構	海洋研究開発機構	日本原子力研究開発機構	国立病院機構	国立病院機構	雇用・能力開発機構	労働者健康福祉機構	家畜改良センター	森林総合研究所	農林水産消費安全技術センター	産業技術総合研究所	総合開発機構	新エネルギー・産業技術総合開発機構	資源機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	自動車検査独立行政法人	援機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	水資源機構	環境再生保全機構	国立環境研究所	日本環境安全事業株式会社	評価の数	×評価の数
1																						2	0	
2																							3	0
3																							3	0
4																							3	0
5																							2	0
6				-	-	-																	0	0
7																							4	0

図表 4 国立大学法人の評価結果

評価項目	大規模（病院あり）				中規模（病院あり）								医科	中規模	理工	教育	計			
	岡山大	神戸大	千葉大	東京大	秋田大	愛媛大	熊本大	佐賀大	島根大	信州大	琉球大	科大	浜松医大	和歌山大学	業大	東京工大	育大	愛知教大	評価の数	×評価の数
1																			1	0
2																			1	0
3																			3	0
4																			1	0
5																			0	0
6																			1	0
7																			1	0

4 環境報告書の信頼性向上の措置について

報告書の信頼性向上措置としては、第三者審査、第三者意見又は自己評価があるが、これに関する全特定事業者の実施状況は、以下のとおりである。なお、第三者審査はサステナビリティ情報審査協会登録の審査機関に相当する審査機関による審査、第三者意見は学識経験者、自治体、各種専門家による意見、自己評価は特定事業者の内部組織による評価を指す（監事、学生など）。

	独立行政法人等（２８）	国立大学法人（６０）
第三者審査＋自己評価		北海道大学（１）
第三者意見＋自己評価	宇宙航空研究開発機構、環境再生保全機構、国立環境研究所、中小企業基盤整備機構（４）	秋田大学、茨城大学、金沢大学、九州大学、島根大学、信州大学、千葉大学、東京学芸大学、東京工業大学、新潟大学、福井大学、三重大学、宮崎大学（１３）
第三者審査のみ	農業・食品産業技術総合研究機構（１）	九州工業大学（１）
第三者意見のみ	産業技術総合研究所、都市再生機構、日本環境安全事業株式会社（３）	愛媛大学、大分大学、岡山大学、神戸大学、東京大学、弘前大学、広島大学（７）
自己評価のみ	海洋研究開発機構、国立高等学校専門学校機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、農林水産消費安全技術センター、物質・材料研究機構、水資源機構、自然科学研究機構（８）	愛知教育大学、岩手大学、大阪大学、香川大学、鹿児島大学、岐阜大学、京都大学、熊本大学、群馬大学、高知大学、佐賀大学、電気通信大学、東京医科歯科大学、東京海洋大学、東京農工大学、東北大学、徳島大学、鳥取大学、名古屋大学、浜松医科大学、福島大学、北海道教育大学、山形大学、山口大学、横浜国立大学、琉球大学（２６）
特に講じていない	自動車検査独立行政法人、家畜改良センター、高齢・障害者雇用支援機構、国立病院機構、雇用・能力開発機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本原子力研究開発機構、理化学研究所、労働者健康福祉機構、高エネルギー加速器研究機構（１２）	旭川医科大学、宇都宮大学、大阪教育大学、埼玉大学、滋賀医科大学、静岡大学、筑波大学、富山大学、長崎大学、名古屋工業大学、山梨大学、和歌山大学（１２）